

第1章 第3期高知県教育振興基本計画の策定について

1 第3期計画の位置付け

この第3期高知県教育振興基本計画(以下「第3期計画」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めたものです。

第3期計画では、平成28年3月策定の第2期高知県教育振興基本計画に基づく取組の成果や課題、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項の規定に基づき令和2年3月に定められた本県の「第2期教育等の振興に関する施策の大綱」(以下「第2期大綱」という。)の内容等を踏まえて、高知県教育委員会が所管する施策の具体的な事業計画(何を、いつ、誰が、どのような形で実施していくのか)までを定めました。

2 第3期計画の期間

第3期計画の期間は、第2期大綱の期間に合わせて、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

3 第3期計画の進捗管理

第3期計画に掲げた施策の進捗状況等については、第3章の基本目標の達成状況や第5章の施策群ごとの指標を毎年度点検・検証しながら、高知県教育振興基本計画推進会議において協議、確認を行います。

なお、第3期計画に定める施策等については、国の教育改革の動向や施策の進捗状況等を勘案し、適宜、見直しを行います。

第2章 高知県の教育等の現状と課題

1 第2期高知県教育振興基本計画（H28～R元年度）に基づく取組の成果・課題

（1）第2期高知県教育振興基本計画の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により平成27年度から設けられた総合教育会議において、本県の教育課題の解決に向けた真に有効な対策を打ち出すため、知事と教育委員会が議論を積み重ねたうえで、平成28年3月に「教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「第1期大綱」という。）が策定されました。県教育委員会では、この第1期大綱の内容を踏まえるとともに、「教育振興基本計画検討委員会」において教育関係者等のご意見をお聞きしたうえで、より具体的な事業計画等を盛り込んだ「第2期高知県教育振興基本計画」（以下「第2期計画」という。）を平成28年3月に策定しました。

この第2期計画については、毎年度、PDCAサイクルによる進捗状況のチェックを行うとともに国の教育改革の動向等も勘案して見直しを行うこととしており、平成28年度から令和元年度までの4年間、3度の改訂により施策の充実・強化を図りながら、基本理念の実現に向けて取組を推進してきました。

第2期高知県教育振興基本計画（H28～R元年度）

基本理念 ～目指すべき人間像～

- ・学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち
- ・郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材

基本目標

< 知の分野 >

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる
- ・高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる
- ・高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする

< 徳の分野 >

- ・生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する
- ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る

< 体の分野 >

- ・小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる

5つの取組の方向性

チーム学校の構築

厳しい環境にある子どもたちへの支援

地域との連携・協働

就学前教育の充実

生涯学び続ける環境づくり

(2) 基本目標の達成状況

第2期計画（H28～R元年度）の基本目標の状況は以下のとおりです。

基本目標の結果（R2.3月時点）

< 知の分野 >

- ・小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す。中学校の学力は全国平均以上に引き上げる
 - ▶R元年度全国学力・学習状況調査結果（数値は全国平均正答率との差）
小学校：国+0.2 算+1.7 中学校：国-2.0 数-1.7 英-3.6
- ・高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を15%以下に引き下げる
 - ▶学力定着把握検査結果（R元年度3年生4月）：24.2%
- ・高等学校卒業者のうち進路未定で卒業する生徒の割合を3%以下にする
 - ▶H30年度卒業生に占める進路未定者の割合：5.5%

< 徳の分野 >

- ・生徒指導上の諸課題（不登校、暴力行為、中途退学）の状況を全国平均まで改善する
 - ▶H30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（ ）は全国平均）
1,000人あたりの不登校児童生徒数：小・中20.9人（16.9人）高17.1人（16.3人）
1,000人あたりの暴力行為発生件数：小・中・高10.5件（5.5件）
中途退学率：高1.7%（1.4%）
- ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均を3ポイント以上上回る
 - ▶R元年度全国学力・学習状況調査結果（肯定的な回答をした割合（ ）は全国平均との差）
「自分には、よいところがあると思う」小学校82.7%（+1.5）中学校73.6%（-0.5）
「将来の夢や目標を持っている」小学校84.4%（+0.6）中学校74.3%（+3.8）
「学校のきまり（規則）を守っている」小学校90.7%（-1.6）中学校96.3%（+0.1）

< 体の分野 >

- ・小学校の体力・運動能力は全国上位に、中学校の体力・運動能力は全国平均以上に引き上げる
 - ▶R元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（数値はT得点（全国平均=50）
小学校：男子49.3 女子50.0 中学校：男子49.9 女子48.8

(3) 「5つの取組の方向性」に基づく主な施策の分析・評価

第2期計画の主な施策の検証結果の概要を、取組の方向性ごとに以下にまとめます。

チーム学校の構築	
概要	<p>学校の組織力を高めながら、教員同士がチームを組んで主体的に学び合うことにより組織的に授業力の向上や生徒指導の充実等を図るとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用して、学校の目標の実現や課題の解決を図る、「チーム学校の構築」を推進</p>
これまでの主な取組と成果	<p>学校の組織マネジメント力の強化 →各学校の学校経営計画に基づく組織マネジメントに対するアドバイザーの訪問指導等により、検証・改善のサイクルへの理解が進み、学力向上などの成果につながった学校が増加 ・学校経営アドバイザーによる全小・中学校への訪問指導・助言：各校年2回以上 ・学校支援チームによる高等学校への訪問指導・助言（H30～）：35校 年4回以上（管理職対象）</p> <p>学力向上に向けて教員同士が学び合う仕組みの構築 →「教科のタテ持ち」や「教科間連携」を導入した中学校では、日常的なOJTが活性化し、組織的な授業改善の取組が充実。小学校には令和元年度より「メンター制」を導入 ・中学校：学校規模に応じたOJTの仕組み（「教科のタテ持ち」、「教科間連携」等）を全校に導入（R1） ・小学校：経験豊富な教員が助言者として若年教員を指導しながらチームで学び合う「メンター制」を導入（指定校25校）（R1）</p> <p>高等学校における基礎学力の定着に向けた組織的な取組の充実 →学校支援チームによる訪問指導の実施等により、公開授業や研究協議の機会が増加し、授業改善に対する教員の意識が向上 ・学校支援チームによる訪問指導・助言（H30～）：35校 延べ698回訪問（R1） ・学習支援員の配置（進学に重点を置く5校除く、市立含む）：30校 延べ78名（R1）</p> <p>生徒指導上の諸課題の早期発見・早期解決のための仕組みの構築 →校内支援会の実施率やS・C等の外部専門家の活用率等も増加しており、支援を要する児童生徒への組織的かつ計画的な支援が充実 ・校内支援会 月1回以上実施率：小85.3% 中87.9% 高72.2%（R1） ・校内支援会における専門家の活用率：小100.0% 中99.1% 高100.0%（R1）</p> <p>体育授業の改善・健康教育の充実 →副読本や指導教材の活用による授業改善や教員の指導力向上に向けた研修会の充実、指導主事による課題校への訪問等の取組により各学校における体育・健康教育の取組が充実 ・健康教育副読本の活用率：小100% 中100% 高100%（R1）</p> <p>特別支援教育の充実 →小・中・高等学校において「個別の指導計画」等を活用した組織的・継続的な支援が充実 ・「個別の指導計画」の作成率：小81.4% 中69.1% 高60.3%（R1）</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな時代に必要となる教育の実現に向けたカリキュラム・マネジメントの充実や、そのためのOJTの充実、教員の働き方改革の推進など、各学校におけるチーム学校としての組織マネジメント力の一層の向上が必要 ・少しでもリスクがあると思われる児童生徒の情報が校内支援会に上がり、早期支援の実施につながる仕組みの充実が必要 ・障害の状態の多様化がみられる中、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上、より早期からの指導・支援の体制づくりが必要

	厳しい環境にある子どもたちへの支援
概要	就学前は保護者の子育て力の向上などを重点的に支援し、就学後は学校をプラットフォームとして小学校から高等学校までの各段階に応じて切れ目のない対策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、「 厳しい環境にある子どもたちへの支援 」を徹底

これまでの主な取組と成果	<p>保護者の子育て力向上のための支援の充実</p> <p>→ほぼ全ての園で基本的な生活習慣の定着に向けた取組が行われており、「早寝早起き朝ごはん」を意識して取り組む保護者が増えたと感じている園が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣の重要性に関する保護者の理解促進に向けた取組 保育所・幼稚園等における保護者対象の学習会の開催率：99.3%（R1） 生活リズムカレンダー等を活用した園の取組の実施率：99.7%（R1） <p>保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実</p> <p>→保育所・幼稚園等で保育者や地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを進める多機能型保育支援事業実施園では、民生委員等地域と連携した活動が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機能型保育支援事業実施箇所数：H28 2 か所 R1 13 か所 各園で段階を踏んで事業内容の充実を図れるよう、補助要件を3段階に分けて設定（R1） <p>放課後等における学習の場の充実</p> <p>→ほぼ全ての小・中学校区で放課後等の学習支援が実施されるようになり、学力に課題のある児童生徒への個別の支援が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等学習支援員の配置：小学校 111 校 231 名、中学校 70 校 204 名（R1） ・放課後児童クラブ・放課後子ども教室における学習支援実施率：98.1%（R1） <p>専門人材、専門機関との連携強化</p> <p>→心の教育センターにスクールカウンセラースーパーバイザー等を配置したことにより、さまざまな問題に対し適切に対応し、解決まで寄り添うための機能が充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の教育センターへの高度な専門性を持つ SC・SSW の配置：H28 5 名 H29～R1 7 名 ・心の教育センターの相談支援受理件数（来所・出張・巡回相談）：H27 269 件→R1 413 件 <p>→不登校対策チームの派遣により、各学校における取組状況や課題を迅速かつ適切に把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校出現率の高い学校への訪問、支援（各学校2回以上）：22 校（R1） <p>欠食がみられる子どもへの支援</p> <p>→食事提供活動を行う団体・学校は、徐々にではあるが増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア等による食事提供活動への支援 食事提供活動を行うボランティアの募集・決定、食材及び食育資料の提供など 食事提供活動の実施状況：H29 3 団体、4 校 R1 8 団体、10 校
--------------	---

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した活動の充実に向け、多機能型保育支援事業の実施園を拡大していくことが必要 ・不登校児童生徒をはじめ、支援が十分届いていない児童生徒や保護者への支援機能の強化が必要
----	---

	地域との連携・協働
概要	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みである地域学校協働本部の設置促進や活動の充実など、学校と「 地域との連携・協働 」を積極的に推進

これまでの主な取組と成果	地域との連携・協働の推進 →地域学校協働本部やコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置・導入が着実に進む中、保護者や地域の方が学校のさまざまな活動に参画する割合が増加 ・地域学校協働本部設置校数：小 168 校、中 98 校、義務 2 校 (R1) ・コミュニティ・スクール導入校数：61 校 (R1) ・放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置率(小学校)：96.3% (R1)
	地域全体で子どもを見守る体制づくり →地域学校協働本部の活動への民生・児童委員の参画率が増加するとともに、子どもの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」の設置数も着実に増加 ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合：98.4% (R1) ・高知県版地域学校協働本部 (H29～) の設置数：126 校(小 88 校、中 38 校)(R1)

課題	・厳しい環境にある子どもたちの見守り体制のさらなる強化が必要 ・子育てに不安や悩みを抱える保護者への支援の充実が必要
----	---

	就学前教育の充実
概要	専門的で高度な知見に基づいた質の高い教育・保育の実践や、小学校以降の教育への接続を意識した取組の充実・強化など、「 就学前教育の充実 」に向けた取組を推進

これまでの主な取組と成果	保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立 →平成 28 年に「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」を策定し、その活用について管理職研修や各園への訪問支援等を通じて周知・啓発を行ってきたことにより、保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法に関する保育者の理解が促進 ・ガイドラインを保育の見直し・改善に活用した園の割合：62.6% (R1)
	保育者のキャリアステージにあった資質・指導力の強化 →キャリアアップ研修の実施等により研修受講者が増加傾向にあり、職責に応じた専門性や実践力の向上に向けた保育者の意識が向上 ・ステージ研修の受講園の割合：基礎研修 55.6%、主任・教頭研修 67.0%、所長・園長研修 65.0% (R1)

	保幼小の円滑な接続の推進 →ほとんどの小学校区において、保幼小の円滑な接続を図るためのカリキュラムの作成が完了 ・接続期カリキュラムの作成率：保育所・幼稚園等 94.0%、小学校 100% (R1)
--	--

課題	・指針・要領に沿った指導方法の確立に向けて、各園における組織的・計画的な保育の実践及び改善の取組の継続が必要 ・保幼小の円滑な接続に向け、地域の実態に応じた接続期カリキュラム等の実践・改善が必要 ・親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んだが、日常的・継続的な実践は不十分
----	--

	生涯学び続ける環境づくり
概要	社会・経済が急速に変化していくとともに、個人の生き方も多様化している中で、県民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようにするため、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、スポーツ等に親しめる環境を整備

これまでの主な取組と成果	<p>新図書館等複合施設を核とした県民の読書環境・情報環境の充実</p> <p>→オーテピア高知図書館は、県民の「知りたい、学びたい」に応える情報拠点として、多くの方が利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーテピア開館後の状況（R1 累計）：来館者数 1,775,834 人、個人貸出数 1,780,360 冊 <p>南海トラフ地震等の災害や事故等に備えた取組の推進</p> <p>→県立学校施設の構造体の耐震化については、平成 30 年度で全て完了。平成 28 年度から取り組んだブロック塀の改修は令和元年度に完了。体育館（避難所）の非構造部材の耐震対策は、令和元年度から工事が本格化し概ね計画どおり進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の耐震対策 <ul style="list-style-type: none"> ブロック塀の改修：対象 36 校 H28～R1：36 校完了 体育館の天井材等の落下防止及びガラス飛散防止対策：対象 40 校 H28～R1：17 校完了 <p>県立学校の振興の推進（中山間地域の小規模校の学習環境の充実）</p> <p>→中山間地域の小規模高等学校において遠隔教育システムの活用が進んできており、実施した補習等は受講した生徒からも好評</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校間をつないだ遠隔教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> 教育課程に位置付けた教科・科目の授業や補習、県内外の学校との生徒交流、教員研修での活用（7 校） ・教育センターを配信拠点とした遠隔教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域の小規模高等学校における遠隔教育システムの活用：全 10 校で活用（R1） 各校のニーズに応じて進学補習講座等を実施 <p>教育の情報化の推進</p> <p>→県立学校及び市町村（小・中学校）に統合型校務支援システムを導入し、教員の働き方改革の推進に加え、小・中・高の校種間でのデータ連携など児童生徒の個別指導に活用できる基盤システムを構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合型校務支援システムの導入状況 <ul style="list-style-type: none"> 県立学校：H29 全校導入完了 市町村（小・中学校）：R1 26 市町村に導入（R2 全市町村に導入）
	課題

2 子どもたちの知・徳・体の状況について

(1) 知の状況について

小・中学校の学力の状況について

小・中学校の学力の状況は、全国学力・学習状況調査が始まった平成19年度から改善傾向にあります。

小学校は、近年、国語の知識・技能の定着に伸び悩みがみられましたが、令和3年度の調査結果では改善し、引き続き全国上位を維持しています。

中学校は国語・数学とも改善傾向にあり、令和3年度の調査結果では全国平均まであと一歩まで近付いています。英語については他の科目より全国平均との差がやや大きく、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能の活動を関連付けた授業改善が必要です。

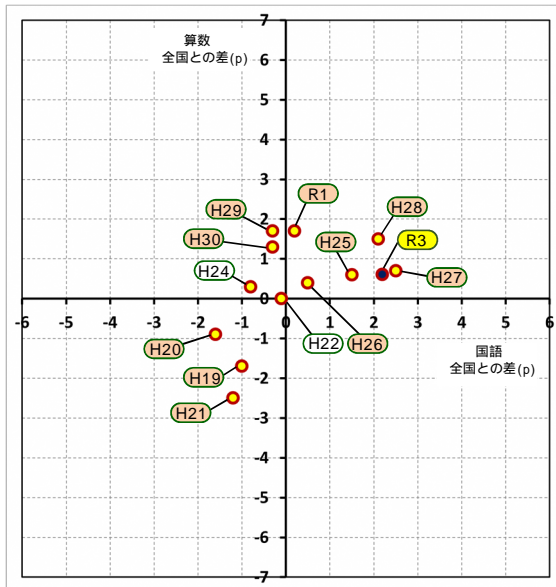
全国学力・学習状況調査結果(H19～R3年度)

本県と全国の平均正答率の差

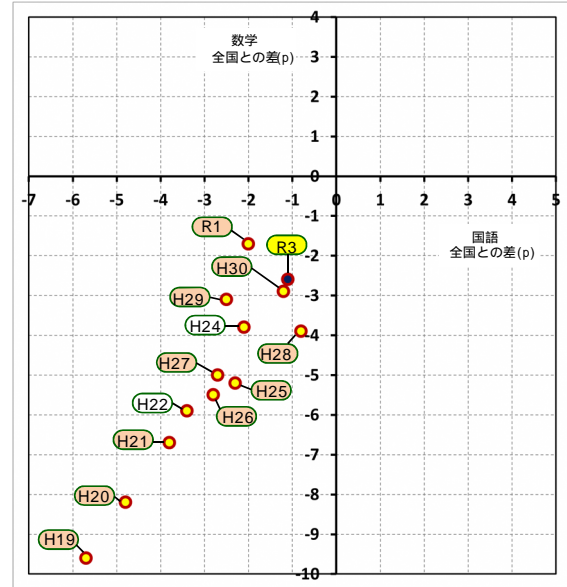
知の測定指標

小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指す
中学校の学力は全国平均以上に引き上げる

小学校(第6学年)

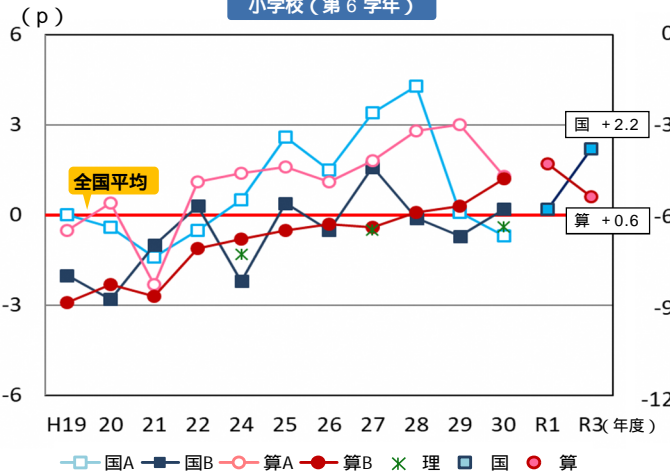


中学校(第3学年)

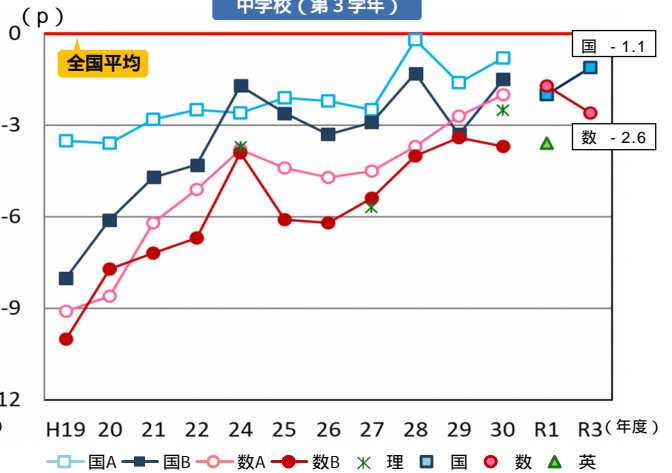


本県と全国の平均正答率の差(教科、問題別)

小学校(第6学年)



中学校(第3学年)



平成22・24年度は抽出調査、平成23年度は東日本大震災の影響により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国調査未実施
令和元年度からは、A問題(主として「知識」に関する問題)とB問題(主として「活用」に関する問題)を一体的に問う調査に変更

高等学校の学力について

公立高等学校の学力の状況は、学力定着把握検査の結果のうち、進学に重点を置く学校を除く 29 校のものをみると、学習内容が十分に定着しておらず、進学や就職の際に困難が生じることが予測される生徒の割合（以下、「D3層の生徒の割合」という。）は、令和3年度2年生1月実施で19.1%となっており、前年度より増加しました。

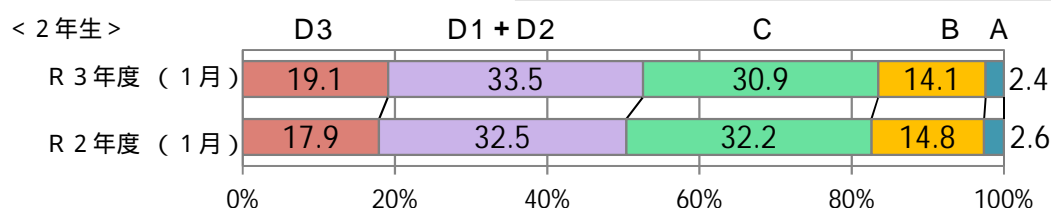
令和3年度2年生（R2年度入学生）の傾向を教科別にみると、国語と英語については、高校での学習範囲の出題の割合が増加する2年生6月にD3層の生徒の割合が増加し、その後、2年生1月には国語で引き続きその割合が増加していますが、英語では減少しています。また、数学はほぼ例年どおりの動きとなっています。

学力定着把握検査結果

2年生1月の3教科総合の結果

知の測定指標

高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合を10%以下とする

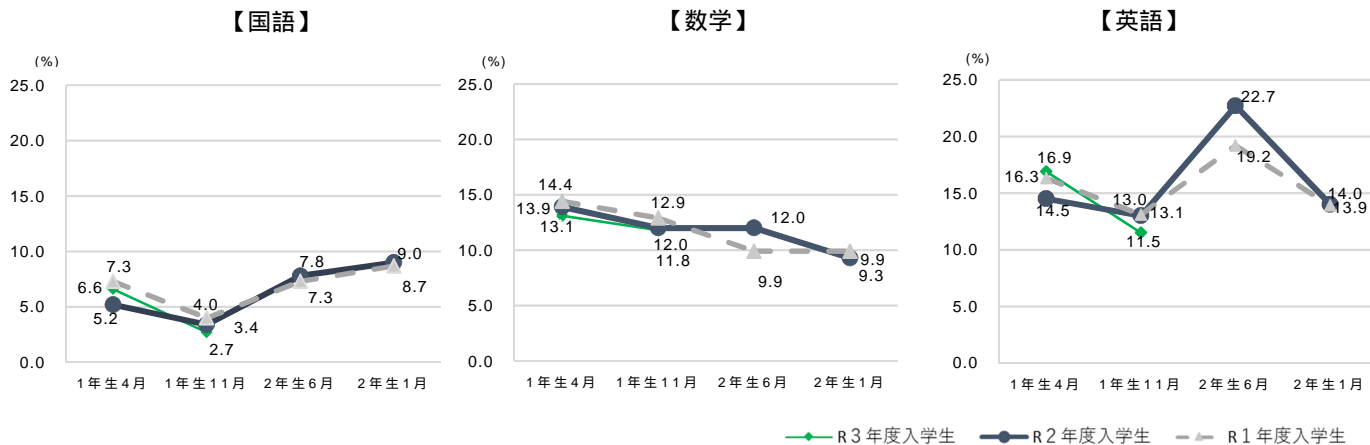


数値は学力定着把握検査（29校）の結果（その他7校では別検査を実施）
評価尺度である学習到達ゾーンの内容は下表のとおり

学力定着把握検査 の評価尺度

学習到達ゾーン	進路選択肢	
	進学	就職
A	国立大合格レベル	上場企業などの大手の就職筆記試験や公務員試験に対応できるレベル
B	公立大学等合格レベル	
C	私大・短大・専門学校の一入試に対応可能なレベル	就職筆記試験における平均的評価レベル
D	上級学校に進学することはできるが、授業についていけず、苦勞する学生が多い	就職試験に必要な最低限のラインはクリアしているが、仕事をすうえで支障が出ることが多い（D1・D2） 筆記試験が課される企業では不合格になることが多い（D3）

教科別にみたD3層の占める割合の推移（2年生）



県高等学校課調査（国の「高校生のための学びの基礎診断」の認定を受けた測定ツールを活用）
R2年度より、1回目調査を4月から6月に変更

公立高等学校卒業者の進路の状況については、進路未定で卒業する生徒の割合は減少傾向にあり、平成 25 年度の 11.0%から令和 2 年度は 4.6%と半減しています。

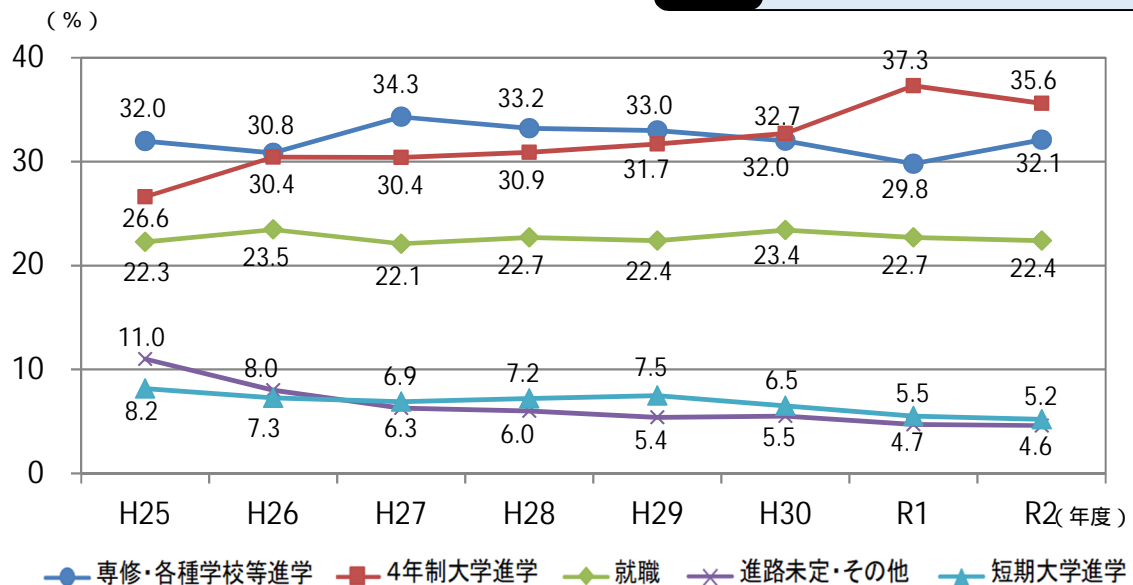
また、卒業生の 3 分の 1 を超える生徒が 4 年制大学に進学している状況が続いており、令和 2 年度は 35.6%となっています。

さらに、就職内定率が着実に改善してきたことにあわせ、県内就職者の割合も上昇傾向にあり、令和 2 年度からは 70%を超えています。

公立高等学校卒業者（全日・定時・通信制）の進路状況

知の測定指標

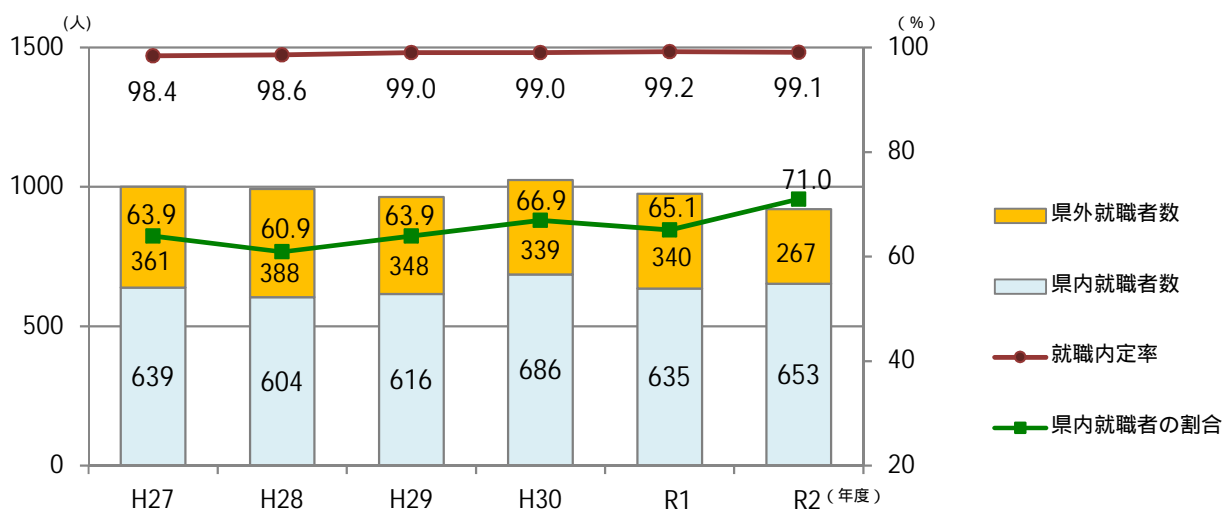
高等学校卒業生のうち進路未定で卒業する生徒の割合を 3%以下とする



就職率・進学率は、公立高校卒業生全体に占める割合

進路未定には、具体的な進学・就職先が未定の生徒、パート・アルバイト等の生徒も含む

公立高等学校卒業者（全日・定時制）の就職状況



[参考] 令和 3 年度は、2 月末時点で就職内定率 96.9% (前年同期比+0.8)、県内就職内定者の割合 72.3% (" +1.1)

県高等学校課調査

(2) 徳の状況について

全国学力・学習状況調査（児童生徒質問紙調査）において肯定的な回答を行った児童生徒の割合は、調査が始まった平成19年度の結果と比較して、小・中学校ともに概ね増加しています。

しかしながら、令和元年度の調査結果と比べるとコロナ禍の影響もあって全国的に減少している項目が増え、特に小学校においてその傾向が顕著に現れています。

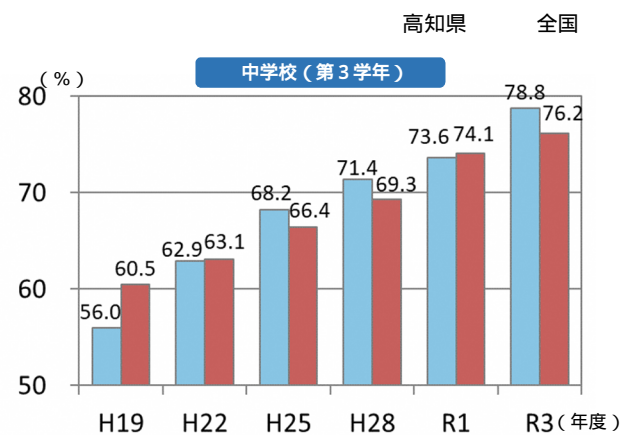
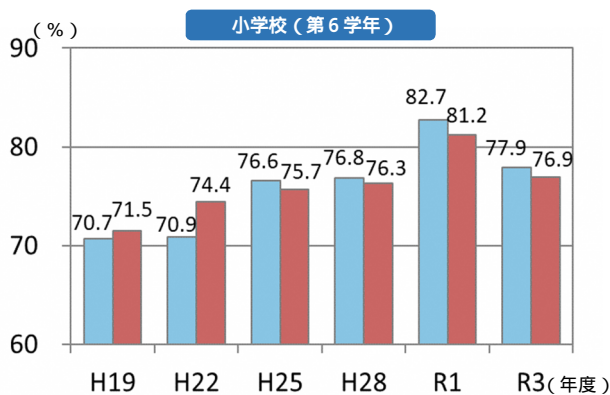
全国学力・学習状況調査
児童生徒質問紙調査結果抜粋
(H19、22、25、28、R1、R3 年度)

徳の
測定指標

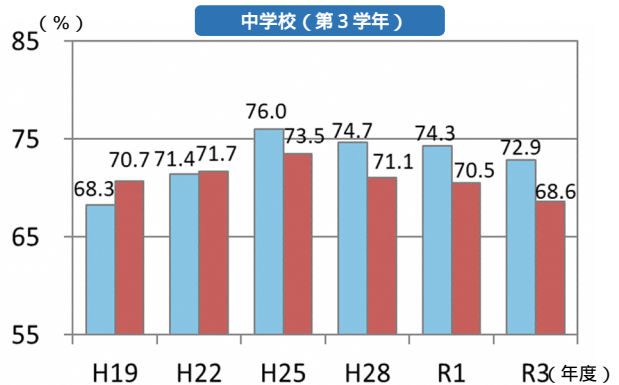
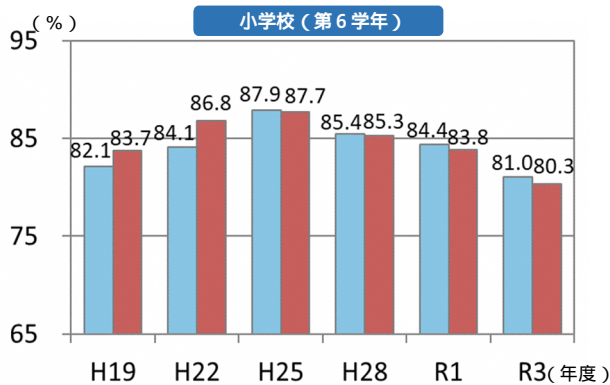
児童生徒質問紙調査における道徳性等（自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神など）に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、全国調査未実施
各質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と答えた児童生徒の割合(%)

自分にはよいところがある

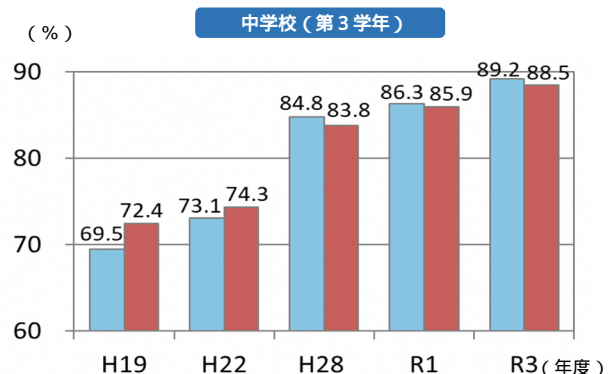
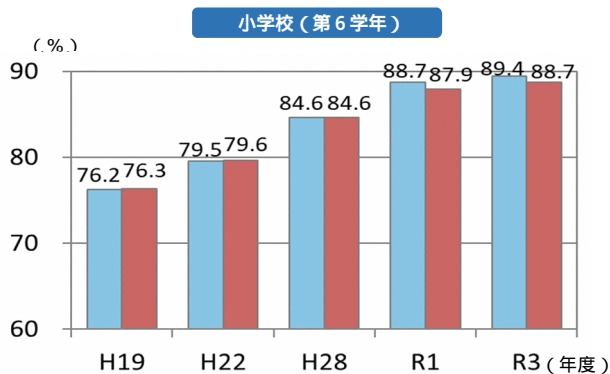


将来の夢や目標を持っている



人が困っているときは、進んで助けている

H25は質問項目なし



生徒指導上の諸課題の状況については、全国調査の結果、高知県、全国ともに小・中学校の1,000人あたり不登校児童生徒数は増加しています。高等学校については、本県は令和2年度は前年度より減少していますが、全国との比較において高い状況が続いています。

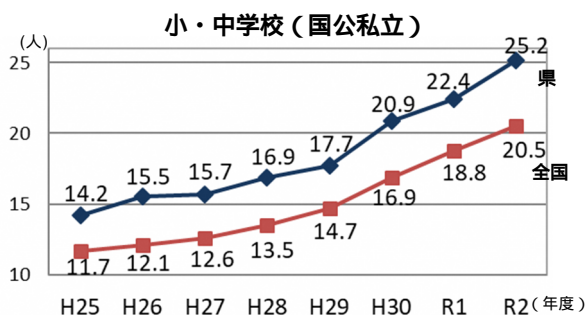
高等学校の中途退学率は、全国平均を上回っているものの、近年は着実に減少しています。

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（H25～R2年度）

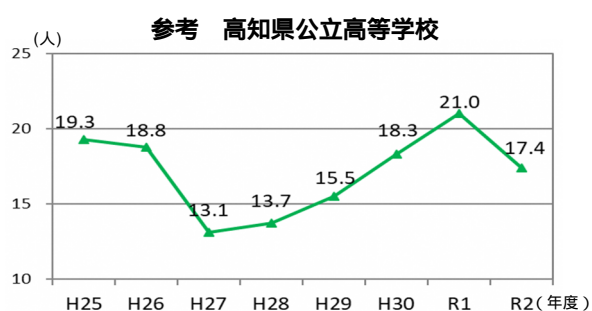
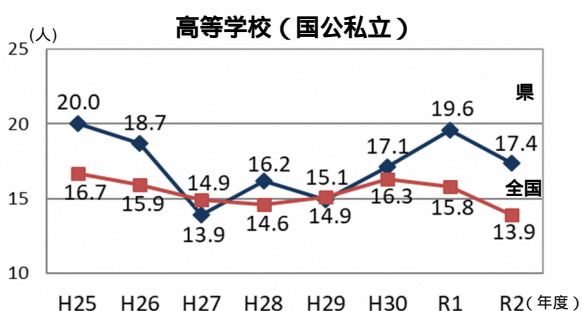
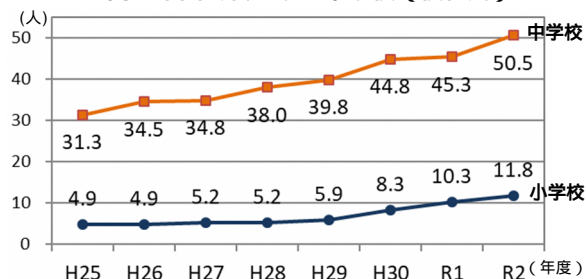
徳の測定指標

生徒指導上の諸課題（不登校、中途退学）の状況を全国平均まで改善させる

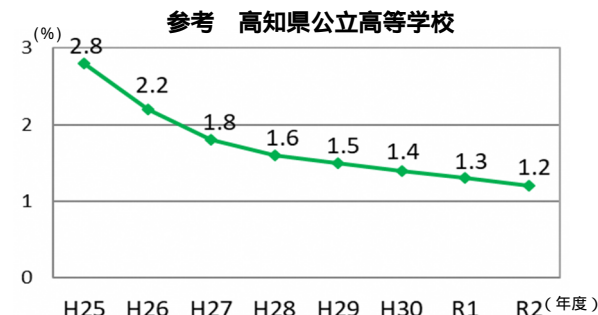
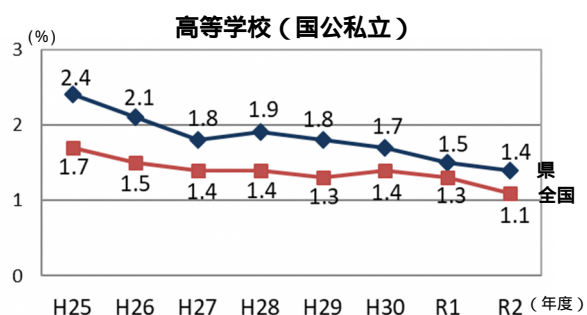
不登校 数値は1,000人あたりの不登校児童生徒数（人）



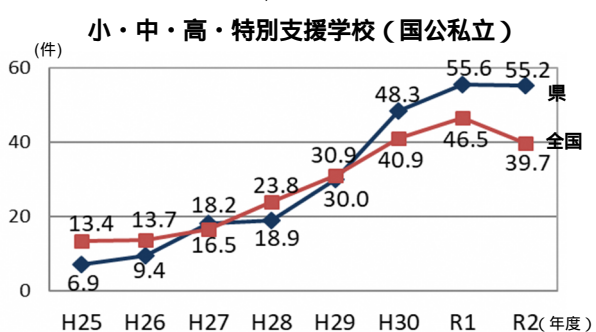
高知県国公立小・中学校（校種別）



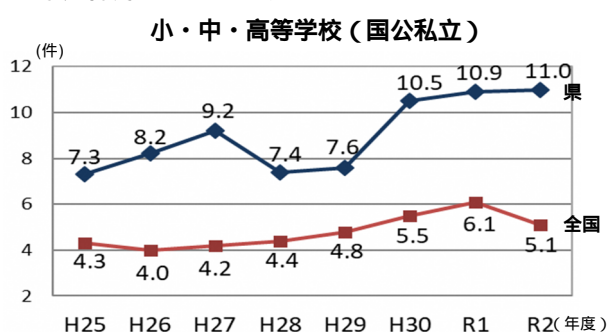
中途退学 数値は%



いじめ 数値は1,000人あたりの認知件数



暴力行為 数値は1,000人あたりの発生件数



(3) 体の状況について

小・中学校の体力・運動能力については、平成20年度の全国調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、その後は改善傾向にあります。

平成27年度に小学校が全国平均を上回ったことから、前基本計画では全国上位とすることを目標としましたが、その計画期間（H28～R1年度）において、小・中学校、男女ともにほぼ全国水準に達しながらも、継続的に全国平均を上回るまでには至っていません。

令和3年度の体力合計点は、令和元年度に比べて小学校は男女ともにやや下回り、中学校は男女ともにやや上回りました。全国の体力合計点が小・中学校の男女ともに低下している中ではありますが、調査開始以降初めて、小・中学校の男女ともに全国平均を上回りました。

また、DE群の児童生徒の割合は、過去4年間の平均値と比べると、小・中学校いずれも男女ともに増加しています。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（H20～R3年度）

体の測定指標

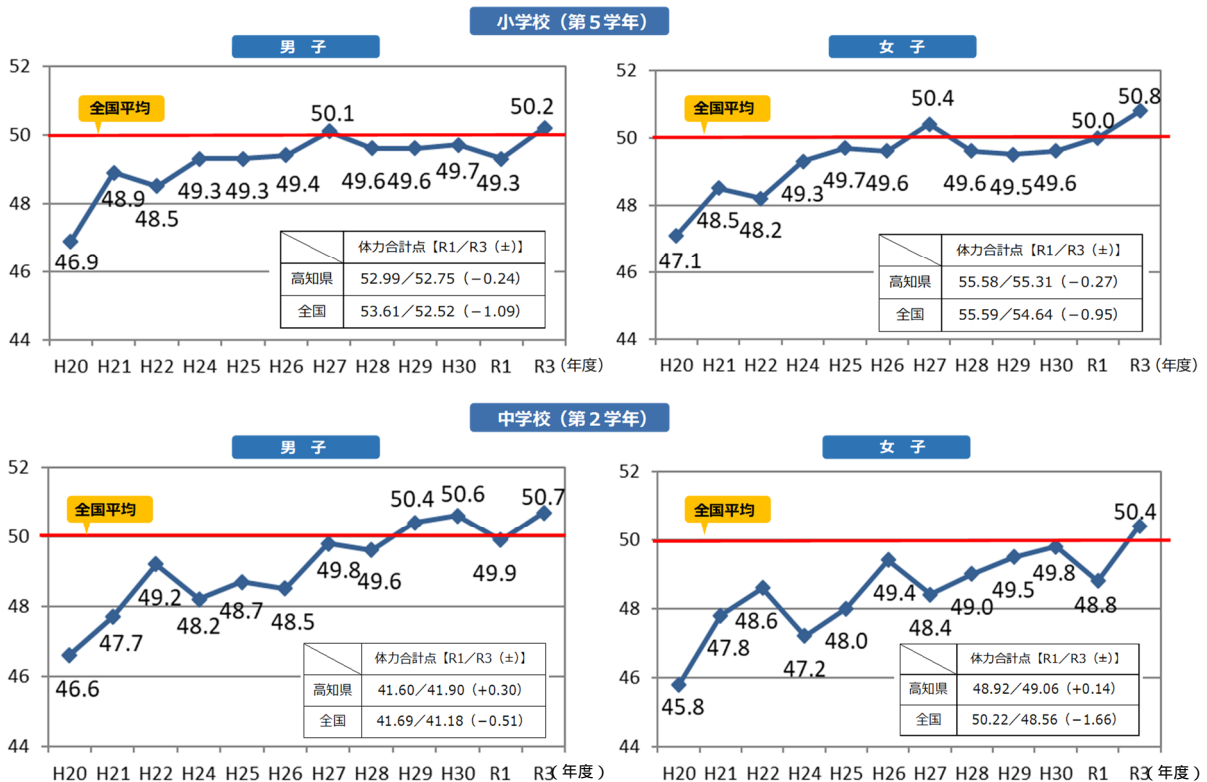
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、

- ・小・中学校の体力合計点は継続的に全国平均を上回る
- ・総合評価でDE群の児童生徒の割合を過去4年間の平均値から3ポイント以上減少させる

体力合計点（8種目の実技の総合点）の推移

平成23年度は東日本大震災の影響により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国調査未実施

数値 表：体力合計点 グラフ：T得点（全国平均＝50）



総合評価でDE群の児童生徒の割合 県結果の比較（H28～R1年度の平均値、R3年度）

総合評価：体力テスト合計得点のよい方からABCDEの5段階で評定した体力の総合評価

	H28～R1 過去4年間の平均値	R3
小5		
男子	31.5%	35.8%
女子	24.4%	24.9%

	H28～R1 過去4年間の平均値	R3
中2		
男子	28.6%	29.8%
女子	14.2%	15.4%

3 社会の状況

(1) 人口減少、少子化、高齢化の進行

本県の人口は、国勢調査によると、昭和31年の88万3千人をピークに、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出等の影響により減少をはじめ、昭和45年に一旦は下げ止まり増加に転じたものの、出生数の減少等の影響により昭和61年に再び減少に転じ、令和2年には約69万2千人となっています。

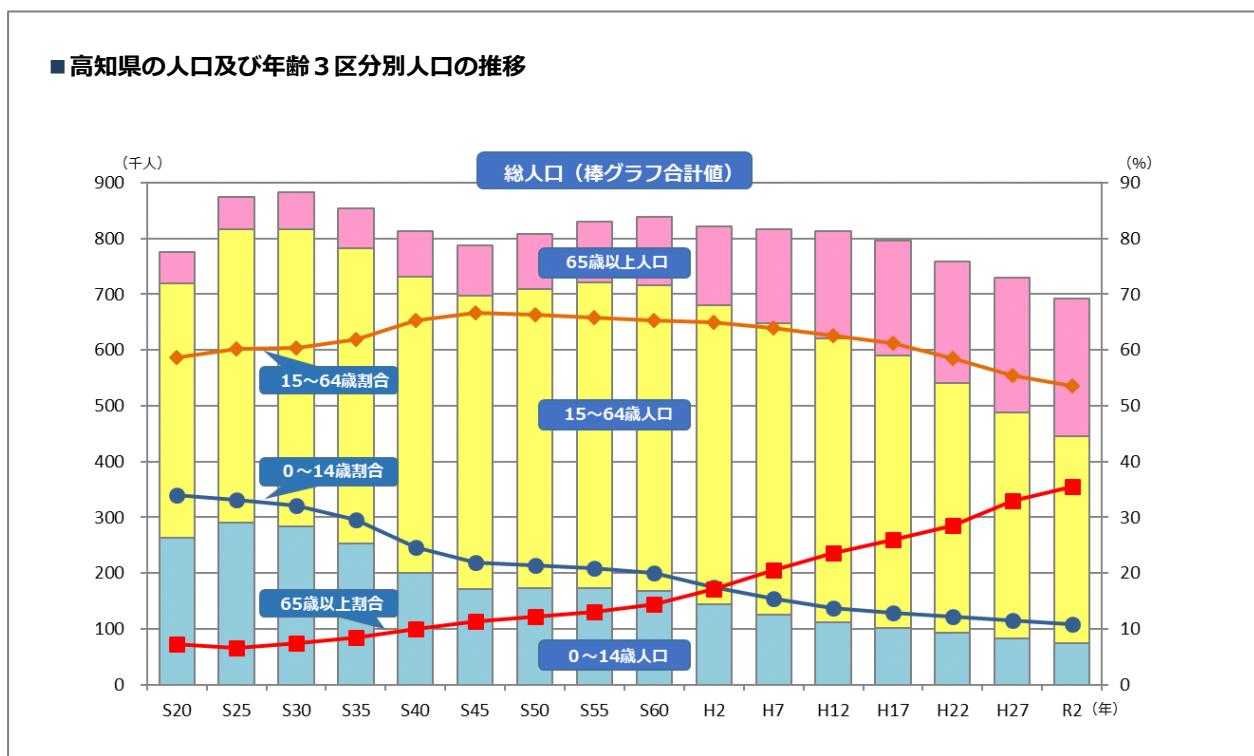
本県では、平成2年から、全国に約15年先行する形で、出生数が死亡数を下回る人口の自然減の状態が続いています。出生数が減少した要因としては、高度経済成長期などを中心として多くの若者が県外に流出し、若い女性の数そのものが減少したことと、非婚化・晩婚化の進行、経済的な理由、子育てに対する負担感の増大などによる出生率の低下が挙げられます。

また、転出が転入を上回る人口の社会減は、平成13年から続いており、特に、15～24歳の若者の県外への転出が多くなっています。

こうした状況を背景に、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少する一方で、65歳以上の老年人口は増加を続けており、全国に約10年先行して高齢化が進んでいます。

「人口減少が経済規模の縮小を引き起こし、それが若者の県外流出につながり、ますます過疎化・高齢化が進行することで、少子化が加速し、さらなる人口減少につながる」という負の連鎖を招いています。県ではこうした状況の改善に向けて、「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年3月に策定し、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県」の実現を目指して各分野での取組を積極的に進めています。

一方で、近年、我が国の在住外国人数は増加しており、本県でも令和2年度末には4,832人と、平成28年度の3,997人と比較して5年間で約21%増加しています。



総務省「国勢調査」

(2) 児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合等について

少子化の進行や転出人口の増加に伴い、県内の児童生徒数は減り続けています。平成 24 年度に 68,154 人であった公立小・中・高等学校の児童生徒数は、令和 3 年 5 月現在、56,134 人まで減少しています。さらに令和 8 年度には約 50,000 人まで減少することが予測されています。

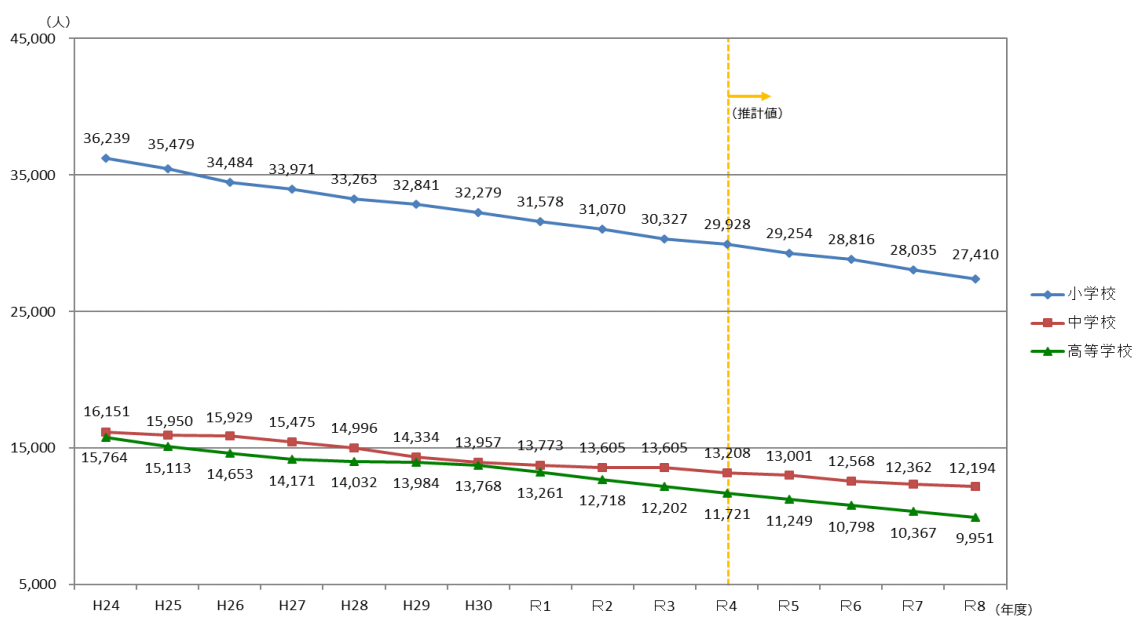
児童生徒数の減少に伴い、県内では学校の統廃合が進んでおり、公立小・中学校（義務教育学校含む）の数は、平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間で 35 校減少しています。

県立学校については、平成 26 年度に策定した「県立高等学校再編振興計画」に基づき、前期実施計画（平成 26～30 年度）においては高知国際中学校・高等学校、須崎総合高等学校の開校、後期実施計画（平成 31～令和 5 年度）においては県立安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合や中山間地域の学校の振興策を推進しています。

児童生徒数がさらに減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、小規模校が抱える課題を克服していくことなどが必要となっています。

■公立小・中・高等学校の児童生徒数の推移

県小中学校課・高等学校課・特別支援教育課調査



小・中学校について

※数値は各年度 5 月 1 日現在の児童生徒数

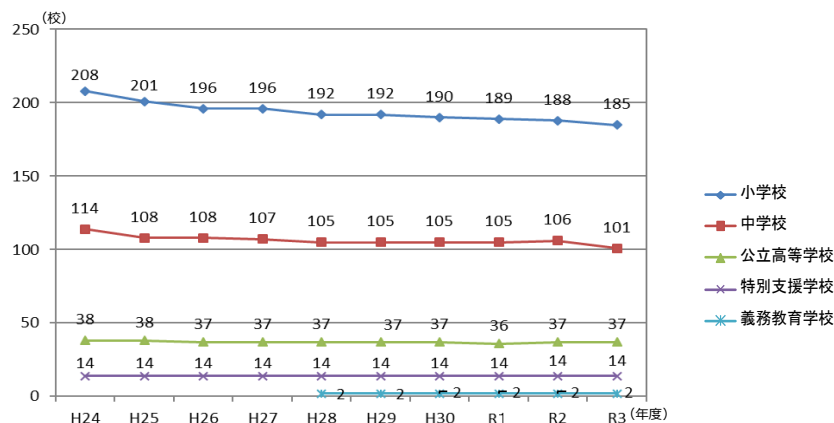
※令和 4～8 年度は令和 3 年 5 月 1 日現在の児童生徒数を基にした推計値

高等学校について

※数値は全日制、定時制、通信制（併修生含む）及び専攻科の総生徒数（各年度 5 月 1 日現在の生徒数）

※令和 4～8 年度は令和 3 年 5 月 1 日現在の生徒数を基にした推計値

■公立小・中・高・特別支援学校数の推移 ※休校数は除く



(3) 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大の初期に当たる令和2年3月、文部科学省から全国一斉に臨時休業措置の要請が行われたことを受け、本県の学校でも同年3月初旬から5月下旬にかけて長期の臨時休業を実施しました。

その後も断続的に全国規模で感染が拡大し、児童生徒や教職員の感染が確認された場合には、その状況に応じて、学校の全部又は一部を臨時休業とするなどの措置を講じています。

この間、学校においては、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿って、感染拡大リスクが高い「3密（密閉・密集・密接）の回避」、「マスクの着用」、「手指の衛生」などの基本的な感染症対策を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら教育活動を継続してきました。

特に、令和2年度の長期にわたる臨時休業時には、県教育センターホームページに「家庭学習支援動画ライブラリー」を開設し、指導主事等が作成した授業動画を配信するなど、家庭学習への支援を行いました。また、令和3年4月には県独自の学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」を開設し、200本を超える家庭学習支援動画や5,000問以上のデジタル教材を掲載するなど、国の「GIGAスクール構想」により整備された1人1台タブレット端末を活用して家庭等で学習ができる環境を整えています。

その一方で、新型コロナウイルスに感染したことや、ワクチン接種の有無により児童生徒が不当な差別やいじめ等の対象になることのないよう、学校において差別・偏見の防止に向けた取組を行っているところです。

このように、コロナ禍においても教育の質を向上させる取組を強化し、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障を両立させる取組を進めています。

(4) 子どもたちを取り巻く厳しい環境について

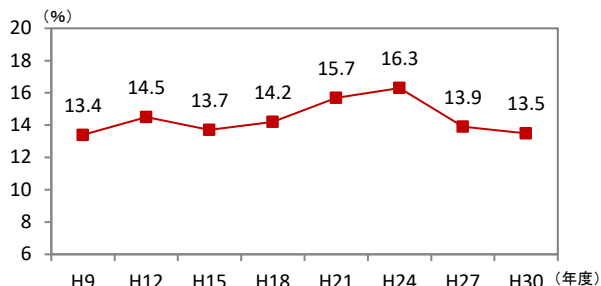
厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成30年の日本の子どもの貧困率は13.5%であり、約7人に1人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合はさらに高いことが推測されます。（※同調査では平成30年、ひとり親家庭の貧困率は子どもがいる現役世帯全体の約4倍と厳しい状況にあることが明らかになっています。）さらにはコロナ禍において、経済面でより厳しい家庭が増えることが懸念されています。

こうした家庭の厳しい経済状況や生活環境等を背景として、県内では多くの子どもたちが、学力の未定着や不登校、虐待、非行といった困難な状況に直面しています。

県では、このような厳しい環境にある子どもたちへの支援を喫緊の課題と捉え、令和2年3月に策定した「第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画」に基づき、保護者への生活・就労面での支援や子どもの学びの場・居場所の確保など、子どもの発達や成長の段階に応じた支援策を推進しています。

また、近年、家族の世話や家事等を日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）の存在が社会問題となっています。国においては、今後取り組むべき施策を「早期発見・把握」、「支援策の推進」、「社会的認知度の向上」の3つのカテゴリー別に示し、スピード感を持って取り組むこととしています。本県においても、福祉・教育・介護・医療の各分野が連携し、「ヤングケアラー」への支援を行うことが必要です。

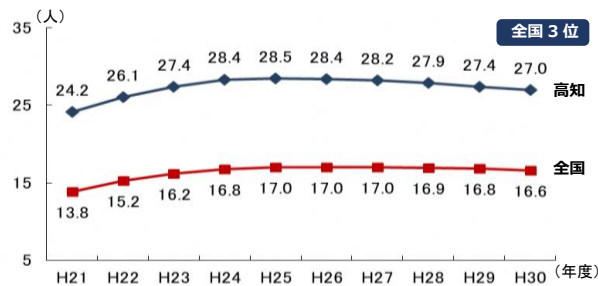
■子どもの貧困率※の推移（全国平均）



※17歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合

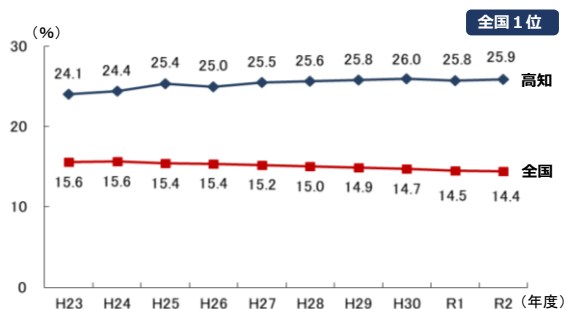
厚生労働省「国民生活基礎調査」

■生活保護被保護実人員（人口千人当たり）の推移



総務省「社会生活統計指標」

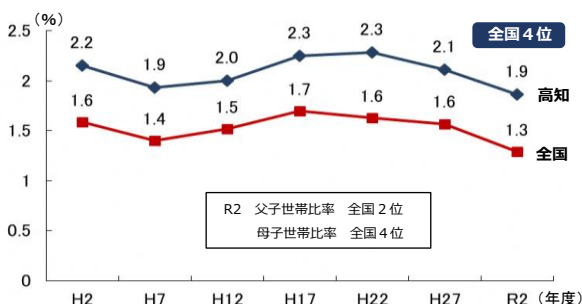
■就学援助率※の推移



※就学援助率=要保護・準要保護児童生徒数合計/公立小中学校児童生徒総数

文部科学省「就学援助実施状況調査」

■ひとり親世帯比率※の推移



※ひとり親世帯比率=ひとり親世帯数/総世帯数

R2 父子世帯比率 全国2位
母子世帯比率 全国4位

総務省「国勢調査」

(5) デジタル技術の進展と超スマート社会の到来

I o Tやロボット、ビッグデータ、A I等をはじめとする技術革新の進展により、あらゆる分野においてデジタル技術の活用が急速に進んでいます。こうした先進技術の活用により、新たな価値を創出し、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することのできる「超スマート社会 (Society 5.0)」の到来が予想されています。

この超スマート社会においては、労働市場の構造や職業、人々の生活様式が大きく変わることが予測されており、近い将来、多くの職種がA I等に代替される可能性があるとの指摘もあります。

本県においても、最先端のデジタル技術を活用し、県内のあらゆる分野の課題解決、開発されたシステムの地産外消、I T・コンテンツ関連企業の集積を図る「高知版 Society5.0」の実現に向けて取組を推進しています。

こうした新しい社会に対応するため、教育を通じて、I C Tを主体的に使いこなすだけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが求められます。

I o T : Internet of Thingsの略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることにより実現する新たなサービス、ビジネスモデル又はそれを可能とする要素技術の総称

ビッグデータ : インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータ

A I : 人工知能。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータ等の人工的なシステムにより行えるようにしたもの

超スマート社会 (Society 5.0) : 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

(6) 参考：国の主な教育改革の動き

○第3期教育振興基本計画

平成30年6月に、国における第3期の教育振興基本計画が閣議決定されました。

本計画は、第2期教育振興基本計画で掲げた「自立」、「協働」、「創造」の方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、人生100年時代、超スマート社会(Society5.0)の到来など、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものであり、文部科学省は、本計画に基づき、平成30年度から令和4年度までの5年間で、教育を通じて生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスを最大化することを政策の中心に据えて、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」など5つの基本的な方針に沿ってさまざまな施策を推進しています。

○平成29・30・31年改訂 学習指導要領

令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で全面实施、令和4年度から高等学校で年次進行の実施となる改訂学習指導要領では、基本理念として、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会とが共有し、各学校で、子どもたちに必要な資質・能力等を教育課程において明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すことが示されています。

育成を目指す資質・能力は「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱に整理され、その育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善や、学校全体として教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立することなどが求められています。

また、特別支援学校学習指導要領では、障害のある子どもたちの学びの連続性を重視した対応、一人一人に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた教育の充実等を主な改善事項として掲げています。

○「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

令和3年1月に、中央教育審議会において、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」が取りまとめられ、文部科学大臣に提出されました。

答申では、現代社会を、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」とし、その時代の中で一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であるとされています。そして、子どもたちに必要な資質・能力が身につくようにするために、「教育振興基本計画の理念(自立・協働・創造)の継承」「GIGAスクール構想の実現」「新学習指導要領の着実な実施」「学校における働き方改革の推進」を柱とし、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させることなどが示されました。

あわせて、個別最適な学びと協働的な学びを実現するための改革の方向性に沿った施策を推進することなどが求められています。

<改革の方向性>

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力のある学校教育を実現する

○新時代の学びを支える指導体制等の計画的な整備

文部科学省は、学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら専門性の高い教科指導を行う教科担任制（優先的に専科指導の対象にすべき教科：外国語、理科、算数、体育）を令和4年度から本格導入することとしています。

また、令和3年3月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備することとなり、中学校については今後の検討課題になっています。

○教員免許更新制の見直し

中央教育審議会は令和3年11月、『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」と題する審議のまとめを示しました。本審議のまとめでは、教員免許更新制度を発展的に解消、現職研修のさらなる充実に向けて国の指針を改正すること、公立学校教員の任命権者に対する研修受講履歴の記録管理や受講奨励の義務付けなど、新たな教師の学びの姿を具体化するための提言がなされています。

文部科学省はこれを踏まえて、令和4年通常国会に教員免許更新制を廃止するための教育職員免許法の改正などに関連する法案を提出しており、成立すれば同年7月1日（一部規定は令和5年4月1日）から施行される見込みです。

○成年年齢の引下げ

民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が平成30年6月に成立し、令和4年4月1日から施行されます。

このことを受け、文部科学省は消費者庁、法務省、金融庁と連携して「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプラン」を策定し、若年者の消費者被害の防止・救済等に関して実践的な消費者教育を推進しています。

また、平成29年、30年に学習指導要領が改訂され、令和4年度から高等学校の家庭科で金融教育が必修化されるとともに、「公共」の科目が新設されることになりました。幼稚園・小学校・中学校・高等学校の各段階で関連する各教科等を通じて系統的に主権者教育、消費者教育等の充実が図られています。

○気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育の充実

地球環境問題が世界全体の喫緊の課題となる中、我が国においても令和3年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までに脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現を目指すなど、官民を挙げて気候変動対策が進められています。

脱炭素社会の実現に向けては、持続可能な社会の創り手となることが期待される子どもたちが地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動をとることができるよう、地球環境問題に関する教育を今後ますます充実していくことが求められています。

○外国人児童生徒等の教育の充実

近年、我が国に在留する外国人は増加傾向にあり、それに伴って学校に在籍する外国人児童生徒も全国的に増加しています。また、国際結婚家庭などを中心に、日本国籍を有しながら日本語指導を必要とする児童生徒も増加してきています。

こうした背景のもと、令和元年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、日本語指導に必要な教員定数の改善や外国人児童生徒の教育に携わる教員等の資質能力の向上、国民の理解と関心の増進等の取組が進められています。

○GIGAスクール構想の加速化

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年春から学校の臨時休業が続いたことを踏まえ、文部科学省は、令和5年度末までを予定していた「GIGAスクール構想」を令和2年度内に完了する計画へと見直しました。これにより、1人1台端末の早期実現や、家庭でもインターネットにつながるモバイル通信機器の整備など、ハード・ソフト・人材を一体とした整備が加速化され、学校の臨時休業等においてもICTを活用して全ての子どもたちに学びを保障できる環境が実現しつつあります。

さらに、こうして導入したICTを最大限に活用して教育の質を上げていくために、デジタル教科書・教材の活用についても検討が進められています。

○医療的ケア児及びその家族への支援

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、「医療的ケア児支援法」）が成立し、それまで努力義務であった医療的ケア児への支援が、国や地方公共団体等において実施しなければならない責務となりました。

この法律では、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えること、個々の医療的ケア児が必要とする支援が関係機関相互の緊密な連携のもとに切れ目なく行われるようにすること等が基本理念として掲げられ、地方公共団体や保育所、学校の設置者等は、法に基づく医療的ケア児及びその家族に対する支援施策に取り組むこととされています。

○幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続について

「令和の日本型学校教育」を実現するためには、全ての子どもが格差なく質の高い学びへ接続できる環境を整えることが重要です。とりわけ、教育基本法において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定される幼児期の教育と、小学校から実施される義務教育とを円滑につないでいくためには、子どもの成長を中心に据え、関係者の分野を越えた連携により、発達の段階を見通した教育の充実という一貫性のもと、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図っていくことが必要となります。

文部科学省は、令和3年7月から中央教育審議会初等中等教育分科会に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置し、その方策等について検討を行っています。

○幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月閣議決定）、「幼児教育・高等教育の無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成 30 年 12 月関係閣僚合意）等を踏まえ、幼児教育の重要性に鑑み、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障することを目指して、令和元年 5 月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年 10 月から幼児教育・保育の無償化の制度が始まりました。この制度により、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児クラスの子どもたちの利用料が無料となっています。

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保

平成 28 年 12 月に、不登校の児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間等に授業を行う学校における就学機会の提供などの施策に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務等を規定した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布されました。

この法律に基づき、文部科学省は、「不登校児童に対する効果的な支援の推進」や「夜間中学の設置の促進」など、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を平成 29 年 4 月に策定するとともに、令和元年 7 月には、それまでの取組の現状・課題及び対応の方向性をまとめた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」を公表するなど、各自治体における施策の一層の推進に向けた取組を進めています。

○学校における働き方改革

文部科学省が行った平成 28 年度の教員勤務実態調査では、「過労死ライン」とされる月 80 時間以上の超過勤務をしている教員が、小学校で全体の 3 割、中学校で 6 割存在していることが明らかになりました。平成 29 年 6 月に、中央教育審議会は文部科学大臣から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」諮問されたことを受けて、さまざまな議論を進め、平成 31 年 1 月に答申を行いました。また、同月、文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し公表しました。

その後、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」）」の改正により、勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされ、令和 2 年 4 月 1 日から学校における働き方改革が一層推進されることになりました。あわせて、令和 3 年 4 月 1 日から地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用が可能になりました。

また、令和 4 年度には全国の学校を対象に勤務実態調査を実施し、必要に応じて、給特法等の法制的な枠組みを含め、公立学校の教員に関する労働環境について検討することとしています。